# あつぎ食ブランド認定までの流れ

### (1) 候補品の募集及び申請受付【厚木市】

市は市内事業者から候補品の申請を受け付ける。(広報、ホームページ、関係団体、事業者への周知)



#### (2) 候補品の選定について依頼【厚木市】

市は申請された商品について、「あつぎ食ブランド選定委員会」に対し、食ブランド認定品の選定について依頼する。



## (3) 候補品の選定【あつぎ食ブランド選定委員会】

選定委員会は認定基準に基づき審査し、あつぎ食ブランドとしてふさわしい商品を選定した上、市へ報告する。※年内実施予定



### (4) 食ブランド認定品の決定【厚木市】

市は、選定委員会からの報告を基に、あつぎ食ブランド認定品を決定。



#### (5) 認定書交付及び認定発表【厚木市】

市は、食ブランド認定品取扱者に対し認定書を交付するとともに、認定発表を行う。(認定期間は認定日から3年後の日の属する年度の3月31日まで)